

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(97) (96) </p> <p>四―(二・二―ジシアノエテン――イル)フェニル 二 ・四・五―トリクロロベンゼン――スルホナート及びこれ を含有する製剤 (略)</p> <p>三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤 三十の七 (略) 三十一―三十一の三 (略) 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。 (95)(1) (94) (略)</p>	<p>(96) </p> <p>ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤</p> <p>(新設)</p> <p>三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤 三十一―三十一の三 (略) 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。 (95)(1) (94) (略)</p> <p>(E) 「(四R)――四―(二・四―ジクロロフェニル) ――三―ジチオラン――イリデン」(一H―イミダゾ― ル――イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤</p>

(98) |
184) |
(略)

三十三 〽 三十八の三 (略)

三十九 (略)

三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無
水物及びこれを含む製剤

四十 (略)

四十の二 〽 四十二 (略)

四十二の二 (略)

四十二の三 ジデシル(ジメチル)アンモニウムクロリド及び

これを含む製剤。ただし、ジデシル(ジメチル)アンモニ
ウムクロリド〇・四%以下を含むものを除く。

四十三 (略)

四十三の二 〽 五十 (略)

五十の二 (略)

五十の三 二―(ジメチルアミノ)エタノール及びこれを含む
る製剤。ただし、二―(ジメチルアミノ)エタノール三・一%
以下を含むものを除く。

五十の四 二―(ジメチルアミノ)エチルメタクリレート及び
これを含む製剤。ただし、二―(ジメチルアミノ)エチル
メタクリレート六・四%以下を含むものを除く。

五十の五 〽 五十の八 (略)

(97) |
183) |
(略)

三十三 〽 三十八の三 (略)

三十九 しきみの実

(新設)

四十 シクロヘキシミドを含む製剤。ただし、シクロヘキシ
ミド〇・二%以下を含むものを除く。

四十の二 〽 四十二 (略)

四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含む製剤。
ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含むものを除
く。

(新設)

四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノールを含
有する製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシル
フェノール〇・五%以下を含むものを除く。

四十三の二 〽 五十 (略)

五十の二 二・三―ジブプロパン―一―オール及びこれを含
有する製剤

(新設)

五十の三 二―(ジメチルアミノ)エチルメタクリレート及び
これを含む製剤

五十の四 〽 五十の七 (略)

五十一～六十八 (略)

六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三%以下を含有するものを除く。

六十九～七十四の二 (略)

七十四の三 (略)

七十四の四 トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する

製剤

七十四の五 (略)

七十四の六・七十四の七 (略)

七十五～九十一 (略)

九十一の二 (略)

九十一の三 ヘキササン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサ

サン酸一%以下を含有するものを除く。

九十一の四 (略)

九十二 (略)

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプ

タン酸一%以下を含有するものを除く。

九十三 (略)

九十四 (略)

五十一～六十八 (略)

六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤

六十九～七十四の二 (略)

七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤

(新設)

七十四の四 一・二・三―トリクロロプロパン及びこれを含有す

る製剤

七十四の五・七十四の六 (略)

七十五～九十一 (略)

九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有す

る製剤

(新設)

九十一の三 ヘキササン―一・六―ジアミン及びこれを含有する製

剤

九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトー

ル一%以下を含有するものを除く。

(新設)

九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三a・四・七・七

a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタン)―イ

ンデン(別名ヘプタクロール)を含有する製剤

九十四 (略)

九十五 (略)

九十五の二 ペンタン酸及びこれを含む製剤。ただし、ペンタン酸二一%以下を含有するものを除く。

九十六 (略)

九十六の二〜百十 (略)

2 (略)

九十五 ペンタクロルフエノール塩類及びこれを含む製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして一%以下を含有するものを除く。

(新設)

九十六 硼^{ほう}弗^{ふつ}化水素酸及びその塩類

九十六の二〜百十 (略)

2 (略)